

(3) 教育事務所指定へき地校

教育事務所 区分 支部分	小学校												中						
	学 校 数			児童 数			学級 数			教職員 数			学 校 数			生 徒 数			
	本 校	分 校	計	本 校	分 校	計	本 校	分 校	計	本 校	分 校	計	本 校	分 校	計	本 校	分 校	計	
県 北	福島	1	0	1	88	0	88	6	0	6	9	0	9						
	伊達	2	0	2	224	0	224	13	0	13	17	0	17						
	安達	1	0	1	110	0	110	6	0	6	8	0	8	1	1	2	205	168	373
	計	4	0	4	422	0	422	25	0	25	34	0	34	1	1	2	205	168	373
県 中	郡山	2	0	2	619	0	619	20	0	20	27	0	27	1	0	1	359	0	359
	岩瀬	1	0	1	98	0	98	7	0	7	9	0	9	1	0	1	348	0	348
	石川	1	0	1	71	0	71	6	0	6	9	0	9						
	田村	2	0	2	144	0	144	12	0	12	18	0	18						
	計	6	0	6	932	0	932	45	0	45	63	0	63	2	0	2	707	0	707
県 南	西白河	2	0	2	208	0	208	13	0	13	17	0	17	1	0	1	34	0	34
	東白川																		
	計	2	0	2	208	0	208	13	0	13	17	0	17	1	0	1	34	0	34
会 津	北会津																		
	耶麻																		
	両沼																		
	計																		
南 相 双	会津																		
	相馬	1	0	1	69	0	69	6	0	6	8	0	8						
	双葉																		
	計	1	0	1	69	0	69	6	0	6	8	0	8						
いわき	4	0	4	296	0	296	21	0	21	30	0	30	1	0	1	67	0	67	
合 計	17	0	17	1,927	0	1,927	110	0	110	152	0	152	5	1	6	1,013	168	1,181	

(4) 本県のへき地学校の概要

本県はへき地学校が多く、人事委員会、県へき地教育振興会指定のへき地学校を合わせると、県全体の学校数に対して小学校は33.2%、中学校は22.1%であり、このほかに教育事務所指定のへき地校が、小学校17校、中学校6校あり、これを含めれば、本県のへき地学校は全県小中学校の32.6%になる。

また、へき地学校は、会津地方に多く、次いで阿武隈山系に分布しており、その多くは小規模校と分校である。

児童・生徒数についてみると、全児童・生徒数に対して小学校児童数は7.8%、中学校生徒数は8.5%に当たり、教職員数では15.5%の教職員が、へき地学根に勤務している現状である。

2 へき地教育の振興策

へき地の学校は、概して小規模校であり、かつ分校も多いため、複式学級が多い。従って教育条件の改善充実を図るとともに、へき地学校に優秀な教員を確保することが緊要である。

(1) へき地教育の人事行政

「昭和52年度末人事に関する方針」1の(2)において、「教育の機会均等の理念に立脚し、地域差、学校差の是正につとめ、各学校の教職員組織の充実と均衡化をはかる」ことを基本方針としてかかげ、これを受け、「昭和52年度末小・中学校教職員人事実施要項の二について「交流のための区分を設定し、すべての教職員が在職期間中に都市、平地、

へき地等の勤務を公平に経験し、学校教育の充実を期することとしへき地と各地域間との計画的な交流の推進を図った。

また、へき地派遣制度の改善、管理職への昇任に、へき地学校勤務を資格要件とするなどの施策もあわせて実施した。

① へき地交流

ア 地域区分

県内の地域区分を次のとおりとする。

- 特A地域 旧4市（福島、郡山、若松、平）の学校
- A地域 市、主要町村の学校
- B地域 特A、A及びC地域以外の学校
- C地域 へき地の学校（人事委員会、へき地教育興興会、教育事務所の各指定学校）

イ 交流基準

(ア) へき地学校勤務については次の基準による。

- ⑦ 教員については、その在職期間中に別表2による期間勤務する。

- ① 昭和28年度以降採用者のうちで、へき地学校勤務の経験のない者については、計画的にへき地学校へ転出させる。ただし、へき地学校に勤務すべき該当者が少ない場合においては、採用年度にかかるわらず計画的にへき地学校に転出させる。これがため、当分の間はまず、昭和22年度から昭和27年度までの採用者であって、へき地学校勤務経験のない者及びへき地勤務経験の少ない者を重点的